

富士川・松野地区の皆さんへ

富士川上水道の水道料金を改定します

富士上水道と料金体系を一元化

現在、市は、平成20年の合併前

の富士市域に給水している富士上水道と富士川・松野地区に給水している富士川上水道の2つの水道事業を行っています。

4月から、富士川上水道の料金体系を富士上水道と同じにし、両水道事業の料金体系を統一することになりましたのでお知らせします。

なぜ、水道料金を統一するの？

利用者の負担の格差をなくします
富士上水道も富士川上水道も市が事業を行っています。

しかし、富士上水道は、水道メーターの口径の大きさによって料金を決める「口径別」、富士川上水道は水道の使用用途によって料金を決める「用途別」と、料金体系が異なっています。

そのため、同じように水道を使用しても水道料金が違い、使用者の負担に格差が生じています。

この格差をなくし、使用者の負担を公平にするため、4月からは富士川上水道も富士上水道と同じ「口径別」の料金体系に一元化します。

なぜ、今統一することになったの？

新しい基本計画ができました

水道事業は独立採算制で運営されています。水道料金は事業収入の中心となっていて、各水道事業の事業計画や財政計画に基づいて決められています。

平成20年11月の合併の際には、合併などによる変化を考慮した富士市水道事業の基本計画が定まっておらず、合併後もそれぞれの料金体系を継続してきました。昨年、市町合併による変化などに対応した新しい「富士市水道事業基本計

画」を策定しました。

これにより、4月から料金体系を統一することになりました。

改定後の料金はどうなるの？

旧富士市

変更はありません

富士川・松野地区

大部分で料金が下がります

富士市水道事業経営審議会から「富士川上水道の料金体系を富士上水道の料金体系へと一元化する形で、両事業の水道料金を統一することが適当である」との答申を受け、昨年の富士市議会11月定例会で水道料金を改定することが決定しました。

富士川上水道に富士上水道の料金体系を適用すると、富士川上水道の利用者の大部分で水道料金が引き下げになります（表1参照）。



岩淵配水池

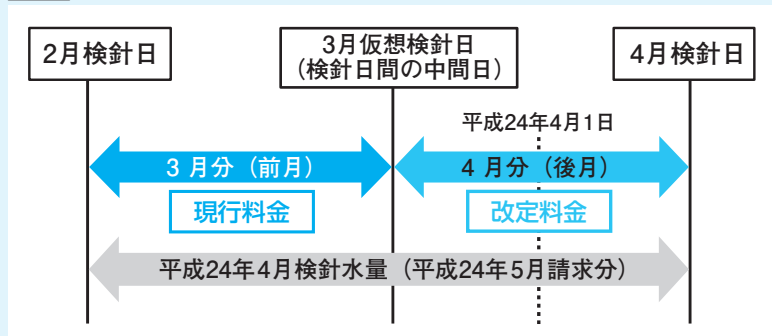
表1 改定料金表（消費税及び地方消費税を含む）

区分 口径(mm)	基本料金（月額）		従量料金（1m ³ につき）	
	水量(m ³)	金額	段階区分(m ³)	金額
13	10まで	630円	11～20	63円
20		997.5円	21～50	84円
25		1,407円	51～100	99.75円
30	100以上	1,659円	101～	115.5円
40		3,213円	1～20	63円
50		4,935円	21～50	84円
75		1万2,075円	51～100	99.75円
100		2万1,420円	101～	115.5円
150		3万7,275円		

なお、新規加入者に負担していただく加入金については、富士川水道、富士川上水道ともに同額で金額の変更もありません。



図1 平成24年4月検針（平成24年5月請求）分の料金適用図



必要な手続は？



手続は必要ありません

これまで富士川上水道の利用者には、水道の使用用途を変更すると届け出をお願いしていましたが、4月1日以降は不要になります。



料金はいつから改定するの？

料金改定日の4月1日以降に検針した分の水道料金から適用します



**3月分
これまでの料金**

**4月分
改定された新しい料金**

使用水量の検針は、2か月ごとに行いますが、水道料金は1か月単位で計算します。そのため、検針日間の中間日を仮想検針日として通常の検針日と同様に扱います。仮想検針日を境に、使用水量を前月分と後月分に等分し、月ごとに水道料金を計算して、検針月の翌月に2か月分の水道料金をまとめて請求します（図1参照）。

※1立方メートル未満の端数がある場合は前月分は切り捨て、後月分は切り上げになります。

水道料金の改定についての問い合わせ

水道営業課 ☎(55)2845 ☎(53)2745

☎su-eigyoun@div.city.fuji.shizuoka.jp

水道管理課 ☎(55)2843 ☎(53)2753

☎su-sidoukanri@div.city.fuji.shizuoka.jp



**水道の使用をやめる場合に
は届け出をお願いします**

引っ越しで水道の使用をやめる場合や長期の出張などで長い間使用しない場合、廃止する場合は届け出をしてください。

休止届

水道の使用をやめる場合や、長い間水道を使用しない場合※水道を休止している間は水道料金はかかりません。

廃止届

今後、その場所で水道を使用する予定がない場合※廃止届を出した後、同じ場所で再び水道を使用する場合は、改めて加入金などが必要です。

届け出についての問い合わせ

お客様センター

(水道庁舎1階)
☎(55)2846
☎(55)2660